

戦後教育改革期における幼稚園教員の 再教育に関する一考察

－「教育指導者講習会」の「幼年教育の行政、
管理及び組織」を中心に－

大岡紀理子

キーワード：幼稚園教員の再教育、教育指導者講習会、幼年教育

【要 旨】 本論文は、1950（昭和25）年、1951（昭和26）年に開催された「教育指導者講習会」（Institute For Educational Leadership：IFEL）の幼稚園教育研究班の講習内容、とりわけ「幼年教育の行政、管理及び組織」について分析し、戦後教育改革期における幼稚園教育改革の方向性の一端を明らかにしようとするものである。

戦後における日本の教員養成は、教員に対し新学制下の学校教育に適合した能力をどのように備えさせるかが大きな課題であった。このための措置として、教員の再教育が必要とされた。文部省は、1948（昭和23）年から新制度への理解や教員としての心構えを持たせるため、再教育の一つとして指導者の育成をはじめた。一般に「IFEL」と呼ばれたこの講習は、各専門分野における指導者の育成を目的とし、新制度の運用上重要な地位にある人々を受講させた特色のある講習会である。

筆者は、戦後教育改革期の幼稚園教員養成についての全体的研究を構想しているが、その観点からIFELの第5期・第6期に開催された幼稚園教育研究班の講習内容にも着目してきた。本論文では、このIFELにおける幼稚園教育研究班の改革論議の中から「幼年教育の行政、管理及び組織」を取り上げ、その講習内容を分析する。そして、当時の幼児教育の保育関係者が求めている新たな幼児教育の理論はどのようなものであったのか、また新しい幼稚園像のもとで、どのような幼年教育の行政、組織などのあり方が求められていたのかを明らかにする。さらに、戦前からの課題でもあった幼稚園と小学校との連携問題についても考察を加えたいと考える。これらを分析することにより、戦後の教育改革期における幼稚園教育の課題やその後の幼年教育の方向性が明確になるものと考ええる。

はじめに

本論文は、1950（昭和25）年、1951（昭和26）年に開催された「教育指導者講習会」（Institute For Educational Leadership：IFEL）の幼稚園教育研究班の講習内容、とりわけ「幼年教育の行政、管理及び組織」について分析し、戦後教育改革期における幼稚園教育改革の方向性の一端を明らかにしようとするものである。

戦後における日本の教員養成は、1947（昭和22）年の教育基本法・学校教育法を基盤として、1949（昭和24）年教育職員免許法が制定され、その枠組ができあがった。しかし、免許法成立前に既に教職に就いている教員に対し新学制下の学校教育に適合した能力をどのように備えさせる

かが大きな課題であった。このための措置として、教員の再教育が必要とされた¹⁾。幼稚園教員の場合、小学校などの教員などとはほぼ同様に、旧制度下の免許状所有者に対して正規の幼稚園教員の資格を与えるための現職教育が1947（昭和22）年から開始された。これは、「認定講習会」と称され、教員の再教育が各地で開催された。一方、文部省は、1948（昭和23）年から新制度への理解や教員としての心構えを持たせるため、再教育の一つとして指導者の育成をはじめた。一般に「IFEL」と呼ばれたこの講習は、各専門分野における指導者の育成を目的とし、新制度の運用上重要な地位にある人々を受講させた特色のある講習会である²⁾。本論文では、このIFELにおける幼稚園教育研究班の改革論議の中から「幼年教育の行政、管理及び組織」を取り上げ、その講習内容を検討する。

本論文に関連する先行研究をみると、高橋寛人編『占領期教育指導者講習（IFEL）基本資料集成』（すずさわ書店、1999年）・『占領期教育指導者講習（IFEL）研究集録』（すずさわ書店、2001年）で、IFELの資料を分科会ごとに丁寧に集録している貴重な資料集がある。しかし、講習会の内容や方法等の紹介やその解説に留まり、系統的に事実を整理し考察を加えたものにはなっていない。また、ここでは全体的な教員の再教育について考察されているが、幼児教育や幼稚園教員の分析には至っていない。このように、先行研究ではIFELの幼児教育に関する実態については十分な研究がなされておらず、そこにおける幼稚園教育改革の方向性を究明する必要がある。

筆者は、戦後教育改革期の幼稚園教員養成についての全体的研究を構想しているが、その観点からIFELの第5期・第6期³⁾に開催された幼稚園教育研究班の講習内容（第1のテーマ「幼年の保護及び教育の必要」⁴⁾、第2のテーマ「カリキュラム」⁵⁾、第3のテーマ「幼年教育のための教師の養成」⁶⁾、第4のテーマ「幼年教育のための行政、管理及び組織」、第5のテーマ「幼児の発達」の第1、第2、第3のテーマに着目してきた。本論文では、これらの研究に加えてIFELの幼稚園教育研究班が行った5つの研究テーマの中から「幼年教育のための行政、管理及び組織」を取り上げて分析する。

分析には、IFELの研究成果としてまとめられている『教育指導者講習研究集録』を主に用いることとする。IFELにおいての幼児教育に関する研究期間は、12週間と大変短いものであったが、この集録には従来日本では十分な専門的研究をもたなかった項目なども包括しており、広い範囲の研究がまとめられている。

本論文では、当時の幼児教育の保育関係者が求めていた新たな幼児教育の理論はどのようなものであったのか、また新しい幼稚園像のもとで、どのような幼年教育の行政、組織等のあり方が求められていたのかを明らかにする。さらに、戦前からの課題でもあった幼稚園と小学校との連携問題についても考察を加えたいと考える。これらを分析することにより、戦後の教育改革期における幼稚園教育の課題やその後の幼年教育⁷⁾の方向性が明確になるものと考えている。

1. IFELの幼稚園教育班について

IFELの全体像については、既に先の論文でまとめている。そのため、IFELに関しては本論文の理解の一助とするために、確認する部分をまとめ、要点のみを示しておきたい。

1947（昭和22）年の学校教育法により幼稚園は新たに学校教育体系の一環として位置づけられ、

幼稚園教員は従来の「保姆」の名称から、小学校・中学校のそれと同様に資格に応じて「教諭」・「助教諭」に改められた⁸⁾。学校教育法施行当時、幼稚園教員の資格は「保姆免許状」から「幼稚園教諭仮免許状」と改称されたが、免許法の制度が整っていない状況であったため、当分の間は旧制度のまま据え置かれ、引き続いて幼稚園教育に従事することが認められた。このような免許状所有者に対して正規の幼稚園教員の資格を与えるために、基礎的な教育を施し自己研修の素地を養う再教育・免許状取得のための講習が行われた。これについてはすでに拙稿で明らかにした⁹⁾。当時、日本が戦後の新たな教育を始めるにあたり、CIE（民間情報教育局）は米国から教育学者や教育行政官を日本に招き、教育指導者の育成を行うというプランを立て、文部省にそのための講習の準備をするよう指示した。それを受け、1948年10月から「教育長等講習」、後の「教育指導者講習」が開設された。一般に「IFEL」と呼ばれたこの講習は、“Institute For Educational Leadership (IFEL)”¹⁰⁾の頭文字をとったもので、現職教育の一つとして教育長や指導主事の育成を目的としており、戦後の民主社会において新しい教育を徹底させる趣旨のものであった。IFELの特徴としては、上から下に伝授するという形の講習ではなく、自らの問題を持ち寄って専門家が協力して問題を解決するという形の研究集会であった。

IFELは、1948（昭和23）年10月から1952（昭和27）年3月までの間、8期にわたって開催された。さらに占領終結後の1952（昭和27）年の秋には、日本独自で第9期IFELが開かれた。講習期間は、6週間あるいは12週間という長期におよぶものが多く、戦後の混乱期にもかかわらず、全国から9,374人にのぼる教育界のリーダーが受講した¹¹⁾。

IFELにおける幼児教育に関しては、第5期IFELで初めてテーマに取り上げられ、第5期・第6期ともお茶の水女子大学で開催された。第5期の幼稚園教育班には25名が選抜されたが、出願後に支障の出た者もあり、受講することが可能であったのは19名であった¹²⁾。また、第6期は17名選抜され、第5期・第6期の受講者数は合計36名であった¹³⁾。これは、同時期に開催された小学校・中学校教育課程、その他の班と比較しても大変少ない受講者であった¹⁴⁾。その理由は、受講の合格基準に達しないことや幼稚園が小規模運営で時間的に融通がききにくいなどで受講できない者が多くいたためと推察できる。

第5期・第6期における幼稚園教育研究班の講習内容は、第1のテーマ「幼年の保護及び教育の必要」、第2のテーマ「カリキュラム」、第3のテーマ「幼年教育のための教師の養成」、第4のテーマ「幼年教育のための行政、管理及び組織」、第5のテーマ「幼児の発達」、であった。

次に本論文の検討課題である第4のテーマ「幼年教育のための行政、管理及び組織」について分析する。

2. 「幼年教育のための行政、管理及び組織」について

本論文で取り扱う第4のテーマ「幼年教育のための行政、管理及び組織」は、他のテーマとも関連している部分が多いと考える。例えば、将来の望ましい幼年教育の行政管理は、第1のテーマの「幼年の保護及び教育の必要」での幼年教育の重要性や目標、第3のテーマの「幼年教育のための教師の養成」での幼稚園教員養成のあり方などと深く関係している。そのため、「幼年教育のための行政、管理及び組織」をより詳細に理解するために、全体としてどのような議論がな

表1 「幼児教育のための行政、管理及び組織」のテーマ

| | |
|------------------------------|---|
| 1節：幼児教育のための行政、管理及び組織の現状 | (1) 我が国の幼児教育はどのようにして発達してきたか (2) 我が国の幼児教育の現状について |
| 2節：望ましい幼児教育のための行政、管理及び組織 | (1) 幼児教育を義務制にしなければならないか (2) 幼稚園と保育所との関連は、どのようにあることが望ましいか (3) 幼稚園及び保育所と小学校（主として低学年）との関連はどうあらなければならないか (4) 望ましい幼稚園の管理 (5) 望ましい保育所の管理 (6) 望ましい指導機関（幼児教育についての）のありかた (7) 望ましい幼児教育の研究集会のありかた (8) 現職教育はどのようにでなければならないか (9) 改革のための二三の提案 |
| 3節：望ましい幼児教育のための施設はどうあったらよしいか | (1) 望ましい幼児教育のための建築について (2) 望ましい建築の平面図について (3) 特別寄稿—託児所か幼稚園（遠藤 新） (4) 要約及び勧告 |

『教育指導者講習研究集録』より作成
引用：『同前書』幼児教育、1頁。

されていたのかを、はじめに提示しておきたい（表1参照）。

表1に掲げられている議題のテーマは、いずれも現代の幼児教育や教員養成の課題とも大きく関係していると考えられる。そこで、表1に挙げられたテーマを、個別に分析していきたいと考える。

3. 「1節：幼児教育のための行政、管理及び組織の現状」

(1) 我が国の幼児教育はどのようにして発達してきたか

ここでは、戦前の幼児教育の制度成立について簡単に述べた後、米国教育使節団の報告書において幼稚園教育への関心が深まってきていることを述べている。しかし、現状として日本の幼児教育が、諸外国と比べて進歩を遂げていない状況を研究班は憂いている¹⁵⁾。このことを裏付けるように、当時の幼児教育に関する論文において、「保育理論に関する業績は、全く微々たるものに過ぎず、今後欧米諸国の研究を大いに輸入しなければならない。」¹⁶⁾と記されている。つまり、幼児教育の基礎的理論の構築が求められていた。そして、研究班は幼児教育が普及しない原因を4点挙げている（表2参照）。

表2の①の部分に関しては、当時の幼稚園教育に関する出版物の中でも「従来、幼稚園はほとんどが自然発達にまかされており」¹⁷⁾と記されているように、戦前は幼児教育が重視されておらず、社会一般に幼稚園の必要性が理解されていなかったのである。また、②と③の部分に関しては、幼稚園は富裕階級の子が通う所といった国民の認識があったためと考える。さらに、④の部分に関しては、「教員が幼児教育の重要性を知りつつも、その必要性と目標を明確に示し得ない状況が存在していた」¹⁸⁾こともあり、広く幼児教育の重要性や幼稚園の魅力を幼稚園教員や関

表2 幼年教育が普及しない原因

| |
|--|
| ①幼児それ自体についての研究即ち「幼児はどのように成長するか」という研究が行われていなかった為に、この研究から当然生まれてこなければならぬ幼稚園の必要性という事が社会一般に理解されていなかったからである。 |
| ②我が国の幼稚園は、国民一般の要求から創められたものではなく、一部の先覚者によって創められたので、国民一般の理解と協力を得ることが少なかったからである。 |
| ③知識階級や富裕階級の子弟を対象として出発したのが我が国の幼稚園の伝統となって、幼稚園と言えば贅沢のような感じを国民に与えたからである。 |
| ④幼稚園自身、狭い視野の中に閉じこもってしまって、生き生きとした魅力を国民に与える事が少なかったからである。 |

【教育指導者講習研究集録】より作成
 引用：『同前書』幼児教育、158頁。

係者が国民に伝えていなかったためであると考えられる。

以上のように、研究班では幼年教育が普及しない原因を挙げているが、それらの原因が戦前からの国民の幼年教育に対する意識の低さや理解不足という根深いものであることを痛感していたことが分かる。このことは、「一部の特殊家庭の希望を入れて小学校入学への準備教育に力を注ぐもの、従来の慣例にならない目標や計画なしに保育をしている」¹⁹⁾ という指摘からも明らかである。こうした状況について、文部省の武田一郎は「幼稚園は何をするところか、幼稚園教育はなぜ必要かということ、関係各機関を動員して、一日も早く、学校の一般の教師を始め、世間の人々に理解してもらうような運動を展開することが第一に必要な」²⁰⁾ と述べている。

つまり、当時の教員に対して、新制度の幼稚園教育の内容理解や教員としての心構えを持たせる必要があったためと考える。しかし、このような当時の状況の下、幼年教育を客観的に見つめなおし、幼年教育が発展しない原因を追究しようとしたことは、意味深いものであったと言える。

(2) 我が国の幼年教育の現状について

IFELの研究班はさらに幼年教育の現状について、幼稚園数・保育所数とともに全国の幼稚園児数・保育所幼児数を調べ、表にまとめている²¹⁾。その結果、幼稚園に通う幼児は3.4%、保育所に通う幼児は4.2%であり、92.3%が幼稚園や保育所に通わず、家庭にいる状態だということ述べている。さらに、研究班では日本国民のあり方を「国民の1人1人がほんとうに民主的な国民とならなければならない」とし、「しかもその民主的な国民の基礎は幼年期に於いてこそ養成されなければならない」という科学的研究に基づいた信念を持って、同じ年齢の幼児を対象とする幼稚園と保育所、それらに連なる小学校の低学年、これらが本当に幼年教育一連のものとして手を取り合うことについての研究と努力を惜しんではならない」としている²²⁾。このことは、IFELの幼稚園教育研究班が第1のテーマである「幼年の保護及び教育の必要」と関係があると考えられる。第1のテーマの成果の冒頭には、「民主的な、すべての人々が人権を尊重される社会がつけられることを望んでいる」²³⁾と記されている。この点に関して、上述のように再び、第4のテーマの「幼年教育のための行政、管理及び組織」で取り上げられている点に、「民主的な国民」の

育成に行政、管理面からも支えていこうという研究班の方針があらわれていたとみることが出来る。また、小学校と幼稚園の相互の連絡については、合同で研究集会が行われたり、認定講習会が小学校及び幼稚園教員を対象として開催されたりする程度で、全く連絡も協力もないままである²⁴⁾、とされている。こうした点からも、当時の幼年教育の関係者が小学校等との連携を強化していくという幼稚園教育改革の必要性を考えていたことがわかる。

4. 「第2節 望ましい幼年教育のための行政、管理及び組織」

第2節では、以下に示すような9つのテーマについて研究が行われている。それは、(1) 幼年教育を義務制にしなければならないか、(2) 幼稚園と保育所との関連は、どのようにあることが望ましいか、(3) 幼稚園及び保育所と小学校（主として低学年）との関連はどうあらなければならないか、(4) 望ましい幼稚園の管理、(5) 望ましい保育所の管理、(6) 望ましい指導機関（幼年教育についての）のありかた、(7) 望ましい幼年教育の研究集会のありかた、(8) 現職教育はどのようにでなければならないか、(9) 改革のための二三の提案、である。次に、これら9つのテーマを個別に分析する。

(1) 幼年教育を義務制にしなければならないか

このテーマについては、①「現在の義務教育」、②「教育行政について」、③「今の日本の過渡期において、幼年教育を義務制度とすることにより如何なる利益があるか」、の研究が行われている²⁵⁾。

①に関しては、幼年教育の義務制を考えるにあたり、研究班では、9年制の義務教育の状況を概観している。そこでは、義務教育が未だに不完全である状況を述べ、そのような中、幼年教育も義務制にという議論は現段階では困難であるという結論に達している。そして、幼年教育の重要性を考える際、日本の経済状況というものが大きな課題となっていることにも触れている。また、②に関しては、国民の自主性が生かされていないという視点から、「明治初年以来、日本の教育制度は国民の自主的な要望によって定められたものではなく、外国の形をそのままうつし植えるといった形のものが多かった」²⁶⁾として、幼年教育の制度確立のため「真剣に、自主的に、社会の要求と、取り組んで考えてみなくてはならない」²⁷⁾と述べている。③では、②とは異なる立場に立ち、幼年教育を振興しようとしている。つまり、「義務」という文字を使用することにより、一般的に幼年教育が「重要なもの」と捉えられ、幼年教育が普及し、さらには、それが幼年教育の質的向上や幼年教育の進歩につながるとしている。

そして、研究班は、上述した3つの立場と幼年教育の重要性を関連させてまとめている（表3参照）。

表3のように研究班は幼年教育の重要性を考え、幼年教育についての研究の必要性や教員の待遇改善などが日本の幼年教育を発展させる上での大切な根源であるとしている。

戦後、教育刷新委員会において5歳児保育の義務制が論じられた。そして、第18回総会において、「幼稚園を学校体系の一部とし、それに従って幼稚園令を改正すること。尚五才以上の幼児の保育を義務制とすることを希望する」と採択されたのである。しかし、結局は5歳児保育の義

表3 幼年教育の重要性

| |
|---|
| a. 現在の9カ年の義務教育を1日も早く完全なものにするように努力しなければならない。しかし、子どもの教育は満6歳の義務年齢に達した時から教育が始まるのではなく、幼児の教育はもっと早くから考えられなくてはならない。 |
| b. 世界の文明国は、どこも幼児教育について、一層真剣に考えるようになってきているのに、我が国では、幼年教育に対する関心がまだまだ低調である、子どもについての研究はまだ充分手をつけられていない。 |
| c. 各地方で、幼年教育の重要性を考え、要望してもその施設やよい教師を得るために非常に困難をきたしている、よい幼年教育の教師がいても、小さな町村では俸給の負担が出来ないので、払うことが出来ない。この点から言っても、国家や地方公共団体の経済的援助が必要である。 |
| d. 幼年教育に関係している者が、今後益々、組織の力をもって強力に関係各方面に働きかけるようにしなくてはならない。 |

『教育指導者講習研究集録』より作成
引用：「同前書」幼児教育、170～171頁。

務制は実現には至らなかった。こうした背景が、研究班に5歳児の義務制を論じさせたものと考ええる。

(2) 幼稚園と保育所との関連はどのようにあることが望ましいか

このテーマについては、文部省、厚生省関係者、研究者を交え議論している。その項目は、①幼稚園及び保育所の職員は、幼児をよく理解し、これをよく指導するために必要な基礎的訓練を共通機関で受けるのが望ましい、②文部省と厚生省との関係を一層密接にすること、③地方教育委員会と私立幼稚園及び保育所の管轄課の連絡を密にすること²⁸⁾、であった。

①については、IFELの研究班の第3のテーマ「幼年教育のための教師の養成」であるため、この章では具体的に言及はしていない。しかし、家庭の理由で幼稚園と保育所、双方に在籍している子どもに対して、共通の理解で接することが重要であるとしている。そのために幼稚園と保育所の関係を密にし、それぞれの立場をよく理解することの必要性が述べられている。また、②では、文部省、厚生省がほとんど同じ時期の子どもを教育するという立場から、幼年教育にどのような行政が必要であるかを各省がより研究するべきである、との研究班の要望が述べられている。さらに、③については、②と同様、地方においても、教育委員会と私立幼稚園及び保育所の管轄課相互の間で、研究する必要があると述べている。

これらの点より、幼稚園と保育所の関連については、現場の職員間、管轄の省間、地方管轄間において、協同の責任のもとで幼年教育が行われることの重要性が示されていると言える。

(3) 幼稚園及び保育所と小学校（主として低学年）との関連はどうあらなければならないか

このテーマに関して、研究班では「最も密接に考えられなくてはならないはずなのに殆ど手をつけられていないようにみえる」と記している。

幼稚園と小学校の関連については、戦前より問題とされていた事柄であった。例えば、1911年刊行の『婦人と子ども』に東京高等師範学校教授の佐々木吉三郎が「幼稚園と小学校の課業上の

連絡」²⁹⁾を掲載している。ここで佐々木は、幼稚園と小学校との教育内容・方法などの連絡を取り合うことの必要性を主張している。また、1919年刊行の『幼児教育』には東京女子高等師範学校教授・附属小学校主事の藤井利誉が「幼稚園と小学校との連絡問題」³⁰⁾と題して論じている。その内容は、幼稚園の教員は小学校の教育を研究し、小学校の教員は幼稚園の仕事を理解し、幼稚園の教育方法を一層小学校教育の中に導入する必要がある、というものであった。また、幼稚園及び小学校の協議会を開催し、小学校1年は幼稚園の保育が教え、小学校教員が幼稚園生活を実際に経験することなどの必要性を記載している。さらには、父兄会も幼小合同で開催することや1年生の学級人数を少なくする工夫をすること、教員養成段階で幼稚園と小学校とは継続的教育の系統の中にあるものということなどを伝えることなど、多くの提言がなされている。このように戦前から幼稚園、小学校の連携をめぐる課題が存在していたことが明らかである。これらの課題は、IFELの研究班でも検討されているが、そこでは、前述したように「幼年教育」として、幼稚園・保育所・小学校低学年を一つの発達段階として取り上げ、幼年教育の目標、カリキュラム、教員養成、行政等について研究している。「幼年教育」として研究会が開催されたことは、幼稚園から小学校低学年までの一貫した教育の重要性や各施設の教員との密な関係の必要性等が認識され、検討されたことを意味するものであった。また、1951（昭和26）年5月27日の第4回日本保育学会でも、「幼児保育施設と小学校（保育施設と家庭及び学校）」と題されたシンポジウムが開催されている。そのパネリストは、南山小学校の小林操、愛育研究所の平井信義、文部省の武田一郎であった。そして、その講演内容が1951年9月の『幼児の教育』³¹⁾に掲載されている。武田は、「家庭と幼稚園と小学校」と題し講演している。武田は、家庭と幼稚園と小学校が、相互に理解し協力しあうことが必要であると述べるとともに、その理解ある協力が実現されるような組織や制度を確立することの重要性を訴えている。また、組織、制度面の改善点として、幼稚園から小学校低学年を引き続いて担当できるような方法を検討する必要があることを指摘している。さらに、幼稚園が義務教育機関ではなくても、幼稚園教員の待遇を改善すべきである点についても述べている。

さらに、IFELの幼年教育に関する研究会が持たれた翌年の1952年には、緊急の課題として『幼児の教育』³²⁾で「〈特集〉幼稚園と小学校との連絡」と題し、幼稚園、小学校との連携に関する4つのテーマを幼稚園園長や小学校主事、校長たちが議論している。

これらのシンポジウムや議論は、当時の幼稚園、保育所、小学校の関係を示すものであったが、IFELで議論された内容が少なからず刺激を与えたものと推察できる。

(4) 望ましい幼稚園の管理

どのような幼稚園の管理が必要かについて、研究班では法に基づいて、①施設（園地、園舎、教具、遊具、参考図書、公簿等）、②職員組織（園長、教員、養護教員、作業員等）、③教育計画（日案、週案、月案、学期案、年次案等※第3のテーマの「カリキュラム」を参照）、④P.T.A.の在り方、の4点を挙げている³³⁾。

①の施設については、「望ましい管理の表」で設置者（管理者）、学校（幼稚園）、校長（管理事務の責任者）という項目に分け、学校教育法や学校教育法施行規則などで管理の部分に必要と

考えられる条項を挙げている。②の職員組織については「望ましい職員編成の表」で、a. 園長としてつとめなければならないこと、b. 教員としてつとめなければならないこと、c. 養護教員としてつとめなければならないこと、d. 事務職員としてつとめなければならないこと、e. 作業員としてつとめなければならないこと、f. 園長はどのようにして教師を教育しなければならないか、の6項目を示している。この表の中で、更に園長や教員、養護教員、事務員、作業員の基本的注意事項が具体的に述べられている。④のP.T.A.の在り方については、まず始めに両親と教師は協力をする必要があることを述べており、「両親と教師とは共に学び共力して子どもの教育を完成することが出来る」³⁴⁾としている。そのための方法として、a. 両親と教師は面会する、b. 学校生活について説明し、学校において問題があった場合は、両親の意見を求めるように計画する、c. 定期的に会合を持つように計画する、を挙げている。また、aの両親と教師の話し合う大切な視点として、イ. 子どもの健康を増進する事、ロ. 子どもの行為行動の教育指導について、ハ. 子どもはどのようにしたら読み方をおぼえていくのであろうか、ニ. 子どもはどのようにしたら書けるようになっていくのであろうか、ホ. 子どもはどうしたらかぞえる力がつくであろうか、この問題の解決に誰が援助したらよいか、を項目として挙げている。そして、最後に望ましいP.T.A.の組織として組織図を掲載している。その図には、庶務委員会、会計委員会、事業委員会、保健委員会、給食委員会、地区委員会といった委員会ごとの仕事内容が記載されている。

このようにP.T.A.に関して詳細に掲載されているのは、教育基本法の公布、6・3・3制の学校教育制度の発足とともに、P.T.A.が誕生したためと考えられる。米国教育使節団報告書の中で、学校と両親の相互の協力が重要だとされ、P.T.A.の役割の重要性と設置・支援の必要性を示している³⁵⁾。例えば、「日本の教育の目的及び内容」の項で、「教育といふことは、言ふまでもなく学校のみに限られたことではない。家庭、隣組その他の社会的機構は、教育において果たすべき夫々の役割を持っている。新しい日本の教育は、有意義な知識をうるために、できるだけ多くの資源と方法を開拓するよう努むべきである。」と、教育に果たすべき家庭の役割の重要性を述べている。また、「初等及び中等学校の教育行政」の項で、「教育委員会の教育長は、児童生徒の福祉増進および教育計画の改善のために、父母と先生の会に激励を与える義務を有する」とし、「成人教育」の項では、「学校はまた、成人教育を振興するための潜在力であり、母胎である。学校に夜間部を設けたり、両親と教師の会の強化、討議や公開討論会のための校舎開放などは、学校が成人教育に提供しうる援助の2、3の例にしかすぎない。」としている。つまり、P.T.A.は戦後改革の一環として教育民主化のひとつの要素として始まったと考えられる。そのため、幼年教育の時期からP.T.A.の存在の重要性を研究班も示したものと言える。

(5) 望ましい保育所の管理

保育所は児童福祉法の発布によって、その必要性和存在が明確になったが、研究会では望ましい保育所の管理面を挙げている³⁶⁾。それは、①望ましい施設（敷地、建物、遊具、参考図書、公簿）、②望ましい職員組織（所長、保母、事務職員その他必要な職員）、③望ましい保育計画（望ましい給食も含む）、④望ましい財政、⑤望ましい保護者会、の5項目である。しかし、詳細は

保育所運営要領を参考にしてほしいとあり、②の「望ましい職員組織」について表が掲載されているのみであった。その表には、a. 所長としてつとめなければならないこと、b. 保母としてつとめなければならないこと、c. 嘱託医としてつとめなければならないこと、d. 作業員（小使）としてつとめなければならないこと、の4項目の基本的注意事項が掲載されているのみである。このように保育所に関して記述が少量なのは、参加者に保育所関係者がいなかったためと考えられる。

(6) 望ましい指導機関（幼年教育についての）のありかた

このテーマでは、教育委員会と私学関係の所管課に問い合わせを行い、その回答をまとめている。

①教育委員会と幼年教育の関連について

まず、この項目では行政管理が具体的にどのような仕事をしているかを捉えるために、研究班は、46都道府県に問い合わせを行っている。問い合わせ内容は、「幼稚園に関する指導主事について」の質問で、19都道府県からの回答があった。その結果、「幼稚園に係る男の専任指導主事は0」、「幼稚園に係る女の専任指導主事は2」、「男の兼任指導主事は11」、「女の兼任指導主事は8」、「専任、兼任共にない所は2」であった。また、「指導主事の巡回指導の有無」に関しては、「有」と解答したのは19件、「無」と回答したのは0件であった。さらに、幼稚園教育に関して昭和26年度の各教育委員会の年次教育計画については、以下のような回答があった。その内容は、「幼稚園教員に必要な認定講習会の開催」、「幼稚園教育に必要な諸問題の研究集会」、「幼稚園、小学校の連絡協議会の開催」、「幼稚園教育実園の指定と研究」、「幼稚園長会」、「指導主事の巡回」、「幼稚園教育関係の全国、地方、その他必要な会合に出席を進める」などであった。

これらの結果、望ましい指導主事のあり方として、研究班は以下の3点を挙げている。a. 教員養成機関並びに幼年教育施設（小学校、幼稚園、その他の施設）と連絡を計り、研究会、講習会、実験指導などを計画すること、b. カリキュラム作成は、地域社会に適したものをつくり、その地方で委員会を組織し研究するように計ること、c. P.T.A. 連合会などと計り、委員会、学校、幼稚園、家庭との連絡を密にして子どもが幸福になれるように努力すること、である。つまり教育委員会の役目は、よい学校、よい幼稚園、よい家庭のためのものでなければならないと結論づけている。

②私立学校審議会と幼年教育の関連について

私立学校審議会は、1949（昭和24）年に発布された私立学校法第9条により設置されている。この審議会は、私立学校の特色や自主性を尊重し、所轄庁の私立学校行政の適正を期すため、私立学校関係者及び学識経験者によって構成されている。この研究班が行った各都道府県への問い合わせでは、46都道府県中15件の回答があった。その中で、私立幼稚園設置基準が「有る」と回答したものが8件、「無い」若しくは「至急作成する」と回答したものが7件であった。また、「私立幼稚園の行政管理についてどのような指導や助言を行っているか」との質問に対して、幼稚園教育課程編成の指導と助言、幼稚園長会、研究集会、幼稚園教師の認定講習会、その他必要な講習会、全国・地方などの保育大会などに出席することを勧める、管内私立幼稚園協会との緊密な

連絡、教師充足の問題、私学助成についてなどが挙げられている。研究班としては、これらの取り組みが更に積極的に行われ、効果が表れることを望んでいる。このように、私立学校審議会が戦後発足した機関であるが、研究班では今後の活躍に期待を寄せているものと推察できる。

(7) 望ましい幼年教育の研究集会のありかた

研究班では、望ましい研究集会のあり方としていくつかの例を挙げている。それは、①保育所だけの研究集会（公私立の別に）、②幼稚園だけの研究集会（国、公私立の別に）、③小学校低学年だけの研究集会（公私立の別に）、④①、②との研究集会、連絡協議会をもつこと、⑤②、③との研究集会、連絡協議会をもつこと、⑥①、②、③との研究集会、連絡協議会をもつこと、⑦P.T.A保護者会との研究集会をもつこと、の7項目であった³⁷⁾。

これらの項目から、幼年教育に携わる者同士で連絡を取り合うことや互いの組織、機関を理解し合うことの重要性を述べているものと言えよう。また、P.T.A.や保護者との連携をとることの必要性を述べている。これは、幼年教育にとって、家庭の存在の大きいことを示しているためと考えられる。

続いて、表1で示した「(8) 現職教育はどのようにでなければならないか」、「(9) 改革のための二三の提案」は、集録の目次に記載があるものの、ページ数は書かれておらず、実際には原稿が掲載されていない。この部分に関しては、第3のテーマである「幼年教育のための教師の養成」の最後の部分に、(8)と(9)のタイトルと類似しているものがある。内容的には、第3のテーマであるため、目次の掲載ミスであると考えられる。そのため、本論文では(8)と(9)の部分に関しての分析は行わないこととする。

5. 「第3節 望ましい幼年教育のための施設はどうあったらよしいか」

(1) 望ましい幼年教育のための建築について

望ましい幼年教育のための建築について、研究班では「建物が住む人にどのような影響を与えるか」³⁸⁾について考えなければならないとしている。そこで、研究班では「建物」を対象として取り上げ、幼年教育のための望ましい学校建築を考えている。そのため「望ましい将来の学校は、どんな条件を備えていなければならないか」という問題に対して、①居心地のよい建物、②社会のための建物、③個性をもった建物、といった3点を挙げている。このような事項が挙げられたのは、従来の学校建築に対して、教員たちが「地域の特異性を無視して、画一的であったこと、封建的であったこと、生きた社会と密接につながりがなくなったこと」³⁹⁾などを感じていたからである。そのため、上述した条件を満たすために建築家や文部省の企画室の指導を仰ぎ、望ましい学校建築実現のための要点を以下のように示している。a. 子ども達が、家庭のような安定感を得られる建物、b. 将来の発展を考慮に入れ、拡張できるような建て方とする、c. 建物の形を四角やコの字型にせず、中心を持ちつつも分散させた建て方、d. 渡り廊下や玄関、昇降口等を必要な所に設ける、e. 講堂のような大きな部屋は必要に応じて、大きくも、小さくも使えるように配慮する、f. 部屋と庭とのつながりをより自由にする、などが述べられている。そして、これらを具体化するにあたり、(2)の「望ましい建築の平面図について」で、自由学園の幼稚園部

を例に挙げている。

(2) 望ましい建築の平面図について

望ましい建物の平面図の1つ目の例として、上述したように自由学園の設計図が掲載されている。そして、この自由学園幼稚園部の特徴として5点挙げている。すなわち、①建物は低いが、窓は大きく、夏の直射日光を防ぐために常緑樹の植える位置を考慮している、②玄関は広く、子どもが靴や外套の着脱の際に混雑しないようにしている、③保育室の北側は睡眠が取れるように工夫している、④手洗い所は健康のパロメーターなので、教師は特に注意を注がないといけないため手洗い所には戸を作らない、⑤食堂と保育室の間はカーテンのみで仕切られているため、必要に応じて、広さが変えられる、である。これら5点の特徴をもったこの設計図は、(1)で取り上げられていた「望ましい幼年教育のための建築について」の望ましい学校の条件の要素が多く取り入れられていると考えられる。

2つ目の例は、「我が住む村の研究」と題して、公民館と幼年の保育室を併合した場合の理想の建物を掲載している。これは、将来、教育機関が地域社会の文化施設の中心として発展することを願ったものである。そのため、敷地の半分は保育空間として大きな園庭があり、その周囲を保育室がコの字型に取り囲んでいる。その保育室は、読書をするための和室、食事をとる日本間、大きな遊戯室が配置されており、特徴ある建物となっている。また、園庭の中心に池があり、池を取り囲むように砂場がある。これは、自由学園幼稚園部の設計でも見られたが、当時の幼稚園の設計では斬新であったと考えられる。残りの半分の敷地には、公民館としての機能も発揮できるような講堂や控え室、特別室などが用意されている。このように、研究班では、幼年教育の場と地域社会の交流の場を同敷地内に設計し、それが理想的な建物であるとしている。研究班でも、「すぐには実現されるものとは思えない」と述べているが、このような理想を持って、今後の学校建築に生かしてほしいとしている。つまり、子どもにとって望ましい保育とは、家庭、学校、地域社会が連携して行うことであるということ、建物のあり方から示しているものと考ええる。

3つ目の例として、「目白が丘教会と附設日曜学校の平面図」が掲載されている。この設計図には、学校と教会がひとつの敷地内に設計されている。特徴としては、中央の大きな保育室を取り囲むように小さな保育室がいくつもあり、それぞれの保育室が「しきり戸」で区切られている。これは、収容する子どもの人数によって、適度な明るさ、広さを確保し、保育室の大きさを変化させることを可能にしている。また、子どもが室内と室外とを自由に行き来できることを意識している。当時は、室内と室外との自由な行き来について関心がもたれていなかったため⁴⁰⁾、このような視点での設計は意義があるものであったと考える。

(3) 特別寄稿—託児所か幼稚園（遠藤 新）

ここでは、自由学園の設計に携わった遠藤新の原稿が掲載されている。遠藤は、1949（昭和24）年から文部省学校建築企画協議会員を務め、戦後占領下の日本における学校建築のあり方に提言を行った人物のひとりである。

遠藤は、教育というものは生活に密着したものであり、生活に根を下ろしたものでなければな

らないと訴えていた。そして、そのためにも子どもたちが集う幼稚園や保育所がなじみ易い、明るい施設として存在しなければならないと考え、幼稚園・保育所以外の施設との併合も含めた施設作りの必要性を述べている。具体的には上述した「我が住む村の研究」のような、保育施設と公民館の併合や託児所と婦人会館の併置、料理教室が託児所調理場を兼ねるといったような、子どもが社会との関わりを持てるような空間作りの重要性を述べている。

遠藤が、このように教育のためのあるべき施設像を考えるのは、良い制度や教師が存在しても、良い環境がなければ、良い教育はできないという考えを持っていたためであると考えられる。

(4) 要約及び勧告

ここでは、研究班として「幼年教育の将来についての勧告」をまとめている。

まず、第1に子どもに関心のある個人、団体、政府機関は、協力して子どもの発達を促すように最善の機会を提供する努力をしてほしいと訴えている。これは、国民一般に対して幼年教育の重要性を理解してもらった活動の必要性を述べているものとみることができる。

第2に、あらゆる種類の学校に必要な教師を得るために、教員養成機関において、最も効果的、且つ、経済的な方法で行ってほしい旨を述べている。この項目についての詳細は、a. 現存するあらゆる施設を検討し、十分に活用すること、b. 教員養成機関において、子どもの成長発達についての継続的研究をすることが出来るように施設を拡張すること、c. 幼年教育の教師を養成するプログラムをさらに広げ、初等教育の訓練をも与えること、d. 教員養成教育の重点を、子どもの発達と日本の社会の要望及び世界の要望を知ることにおくこと、e. 心理学者・大学の教授及び各教員養成機関は、日本の子どもの要望並びに特性の具体的な研究を始めること、f. P.T.A.は、市町村にある学校の子どもの援助する研究に重点をおくこと、であった。これらの提言は、教員養成の重要性や教育機関において子どもの成長発達を研究することの必要性について述べられている。また、幼年教育における幼稚園、保育所、小学校などの連携問題や家庭、地域社会、教育機関とのよりよい連携体制の構築の必要性についても言及しているものと考えられる。

第3に、幼年教育に対して考慮してほしい事項を掲げている。その具体的事項は、a. できる限り大勢の子どもを対象とすること、b. 一人ひとりの子どもに出来る限りの関心をはらうこと、c. 子どもに対して精密な身体検査を行い、身体の健全な成長発達に関する効果的な計画を立てること、d. 進取の精神を養い、創造的な考え方が出来るように援助しつつ、子どもの情緒的、社会的、知的発達の良いプログラムをつくること、e. 子ども達が、身近な環境及び地方社会を理解するのを助けるのに、出来る限り実際的な教育を与えること、であった。これらの事項は、子どもの心身の健康な発達とともに、子どもが自ら学ぶことのできる環境づくりにも配慮しているものと考えられる。また、子どもが自己の興味に基づいて自発的に学習するプログラムを作成することなどが記述されている。これは、戦後の教育理論の特徴でもある経験主義の現れとみることができる。

以上、こうした勧告がなされた背景には、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基本原理とした日本国憲法が1946（昭和21）年に公布された事実があると考えられる。すなわち、憲法の

精神を受けて戦後の教育の根本理念を明らかにした教育基本法が1947（昭和22）年に公布され、教育基本法は憲法の精神を担う国民を育成する国民教育実現のため、民主主義と平和主義を教育の基本原則として掲げたのである。そして同法第1条では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者」を育成すべきと定めているが、このような憲法・教育基本法の理念を受けて、研究班は、その教育の目指す理想的な社会像を設定したものと考えられる。そして、その実現のために研究班は「幼年に希望をかけている」⁴¹⁾と記している。このことは、同研究班が「等しく平和で経済的に自立した社会を望んで」おり、「人間が幸福な生活をおくり、人権を尊重された民主的な社会を」つくることを望んでいたことから明らかである。つまり、幼年教育にも戦後の民主的教育目的である人格の育成が求められていたと考えられる。

おわりに

本論文では、1950（昭和25）年・1951（昭和26）年に開催された第5期・第6期IFELにおける幼年教育に関する研究の中から「幼年教育の行政、管理及び組織」を取り上げ、その内容を考察した。その結果、幼年教育研究班における幼年教育の行政、管理及び組織に関する議論は、幼児段階にとどまらず、その後の子どもの発達を連続的に捉え、さらにはその連続性の重要性を訴えていた。そして、研究班では、幼稚園・保育所・小学校が連携できる体制作りの必要性やP.T.A.や保護者との関係の重要性を強調していた。つまり、この研究班では、幼年教育に携わる者の幅広い連携が重要であり、子どもを理解し、幼年教育の重要性を認識し、子どもを育成していくことが必要だとしている。このような提言は、その後の幼年教育の進展に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。

また、幼稚園教育研究班では新制度の幼年教育の行政、管理及び組織等についても研究が進められていた。さらに、戦前の幼児教育から一変して、学校としての教育機関に位置づけられた幼稚園がどのような行政・管理で行われるべきか、どのような教員組織が必要かを模索していた時期において、その解決策の方向を示したIFELは画期的な講習会であったと言えよう。そして、それらを踏まえ幼年教育の在り方が研究され、その方向性が示されたことは意義あるものと言える。さらに、上述したように、戦後の民主社会において子どもの人権を尊重する社会が望まれていた。そのため、幼稚園教育研究班でも幼児教育における子どもの保護と同時に教育の必要性を述べており、さらには望ましい社会像を検討していたことが明らかになった。

今後の課題としては、IFELを受講した者が、その後の幼稚園教育に与えた影響について分析したい。また、幼児教育と小学校、家庭、地域との連携問題に関しても、その後の取り組みなどを分析していきたい。さらに、旧制度下の免許状所有者に対して正規の幼稚園教員の資格を与えるため1947（昭和22）年から各地で開始された「認定講習会」と本論文で明らかにした指導者講習会との比較分析を行いたい。そして、IFELの全体に関して米国側の幼年教育史料等の分析を含め、戦後教育改革期に行われていた数々の再教育の考察を行い、当時の幼稚園教員に必要とされていた教育技術・能力などの専門性や教員像などを解明したい。

注

- 1) 当時の幼児教育に携わる教員に対して、幼児保育研究協議会や幼稚園教育課程研究協議会などが再教育として開催されていた。
- 2) 文部省『教育長等講習報告書』、1948～1950年、1～2頁。
- 3) IFELの幼稚園教育の研究会は、第5期(1950(昭和25)年9月18日から12月9日まで)・第6期(1951(昭和26)年1月8日から3月31日まで)の両期ともお茶の水女子大学で開催された。受講者は、教育委員会関係者、教員養成機関の関係者、公・私立の幼稚園の教員で、第5期・第6期の受講者数は合計36名であった。
- 4) 拙稿「戦後「教育指導者講習会」における幼年教育の位置付けに関する考察」、早稲田大学教育学会第12号、2011年、9～16頁。
- 5) 拙稿「「教育指導者講習会」における幼年教育班についての一考察-1950年及び1951年のカリキュラム研究を中心に-」、早稲田大学教育学部『学術研究』第59号、2011年、87～101頁。
- 6) 拙稿「戦後教育改革期の「教育指導者講習会」についての一考察-東京地区開催の幼年教育を中心に-」、『地方教育史研究』第31号、全国地方教育史学会、2010年、49～70頁。
- 7) 研究会では小学校低学年を含めた3歳児から8歳児までの名称を「幼年教育」とした。
- 8) 文部省『幼稚園教育百年史』、ひかりのくに株式会社、1979年、339頁。
- 9) 拙稿「戦後の幼稚園教員の再教育に関する史的考察-認定講習会の実態を中心に-」、『関東教育学会紀要』第35号、関東教育学会、2008年、63～75頁。
- 10) IFELの開設講座としては、①教育長・指導主事・校長など新しい教育職のためのもの、②初等・中等の各学校段階の教育課程・教授方法・各科教育法・教育評価などの教職課程の進展のためのもの、③養護教育・図書館教育・通信教育などの新しい教育分野の開拓に関するもの、④大学の行政・学生補導など大学の新しい運営のためのもの、が設けられた。
- 11) 文部省『教育指導者講習小史』、1953年、11～12頁。
- 12) 『幼児の教育』第50巻2号、フレーベル館、1951年、44・45頁。
- 13) 文部省『教育指導者講習研究集録』幼児教育、1950年、260・261頁。
- 14) 前掲『教育指導者講習小史』、11～12頁。
- 15) 前掲『教育指導者講習研究集録』幼児教育、158頁。
- 16) 小川正通編『教育大学講座9-幼稚園教育-』、金子書房、1945年、4頁。
- 17) 『同前書』、4頁。
- 18) IFEL幼年教育研究会、『幼年教育』No. 2、18頁。
- 19) 『同前書』No. 2、19頁。
- 20) 『幼児の教育』第50巻9号、48頁。
- 21) 前掲『教育指導者講習研究集録』幼児教育、162頁。
- 22) 『同前書』幼児教育、163頁。
- 23) 『同前書』幼児教育、1頁。
- 24) 『同前書』幼児教育、162頁。
- 25) 『同前書』幼児教育、164頁。
- 26) 『同前書』幼児教育、166頁。
- 27) 『同前書』幼児教育、167頁。
- 28) 『同前書』幼児教育、171頁。
- 29) 『婦人と子ども』第11号7巻、フレーベル会、1911年、10～14頁。
- 30) 『幼児教育』第19号9巻、日本幼稚園協会、1919年、347～351頁。

- 31) 前掲『幼児の教育』第50巻9号、46～50頁。
- 32) 『幼児の教育』第51巻3号、フレーベル館、1952年、7～21頁。
- 33) 前掲『教育指導者講習研究集録』幼児教育、175頁。
- 34) 『同前書』幼児教育、175頁。
- 35) 文部省調査局 編『米国教育使節団報告書』、文部省調査局、1963年、39頁。
- 36) 前掲『教育指導者講習研究集録』幼児教育、179頁。
- 37) 『同前書』幼児教育、186頁。
- 38) 『同前書』幼児教育、186頁。
- 39) 『同前書』幼児教育、186頁。
- 40) 『同前書』幼児教育、191頁。
- 41) 『同前書』幼児教育、1頁。